

「同窓会」を開催しませんか？

郷土をふりかえる

同窓会を応援します



美里町では、他市町村に生活拠点を築いた美里町出身者が故郷を思い出し、郷里との交流を再開するきっかけづくりを目的として、同窓会費用の一部を助成します。



- 補助対象となる同窓会
- ①原則として町内の中学校を卒業したかたが行う、学年単位または学級単位（複数の学級で行うものを含む）での同窓会
 - ②20名以上の参加で開催されるもので、かつ、町外居住者が10名以上参加する同窓会

■補助金額

「同窓会当日の出席者」1名につき1,000円、**最大5万円**まで助成します。

※同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りです。

■補助金を受けるために

補助金を受け取るためには、同窓会開催時に、町が進める定住・移住・交流などの施策について、参加いただいたかたへ情報提供する必要があります。

※補助金申請手続きなどの詳細は、ホームページをご確認ください。

問合せ 総合政策課 まち創生係
☎76・1114

全国に自慢の商品を贈ってみませんか？ 美里町ふるさと納税寄附金謝礼品の協賛事業者を募集します！

現在、美里町のホームページや民間ポータルサイト「ふるさとチョイス」などに特産品を掲載し、美里町へ全国からふるさと納税をした多くのかたに、その謝礼品として美里町の特産品を発送しています。

ふるさと納税の推進および美里町の特産品を全国にPRするため、ふるさと納税の謝礼品を提供いただける事業者を募集します。



【応募要件】

- ①町内に事業所がある法人または個人事業者
- ②町内で製造・加工・販売される特産品または美里町のPRに繋がるような特産品

【協賛事業者のメリット】

1. **事業所名、商品名を町がPRします！**
町ホームページや民間ポータルサイト「ふるさとチョイス」などにて、事業所名や商品名を全国的にPRできます。
2. **自社商品のPR・販売促進が可能！**
謝礼品発送時に商品のパンフレットなどを同封し、PR・販売促進ができます。
3. **謝礼品代は町が負担します！**
謝礼品代（送料を含む）については、実費を町が負担します。

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76-1114

美里町ファミリーサポートセンター 子育てサポート会員を募集します!!



～子育てサポート会員養成講座を開催します～

子育ての様々なニーズに対応するため、こどもの預かりをお手伝いいただくサポート会員（有償ボランティア）を募集します。次の日程（4日間）をすべて受講していただくと、『サポート会員』として活動することができます。

ぜひ、この機会に、地域での子育て活動にご協力ください。

- ※資格（保育士、看護師、助産師、保健師など）をお持ちのかたは、免除できる時間もあります。
- ※都合が合わない日程がある場合は、近隣の地域での講習に振り替えることもできます。

日 時	場 所	受 講 内 容
11月13日(月)	美里町役場 2階会議室	ファミリーサポートの活動、新生児のお世話と 昨今のお母さん
11月21日(火)		こどもの体と心の発達・生活・遊び
11月30日(木)		小児の病気の特性、観察とケアなど
12月6日(水)		こどもの事故と安全管理など

- ◎申込期間 10月5日(木)～26日(木)
- ◎持 ち 物 筆記用具・昼食
- ◎申込み・問合せ 緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

※美里町ファミリーサポートセンターは、美里町から委託を受けて「緊急サポートセンター埼玉」が運営しています。

ファミリーサポートとは…

近くに頼れる人がいない。そんな中で子育てするお母さん、お父さんをサポートする事業です。例えば、保護者が買い物など外出の際にこどもを預かる、保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時にこどもを預かるなど、育児の援助を受けたいかた（利用会員）と行いたいかた（サポート会員）が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士が支え合います。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132

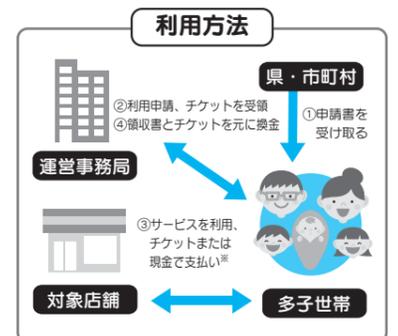
「3キュー子育てチケット」を ご利用ください

多子世帯向けに、
子育ての負担を軽減！

ベビーシッターなどの子育てサービスや親子ふれあいイベントなどに利用できる「3キュー子育てチケット」の申請受付を行っています。

- 【対 象】 4月1日以降に第3子以降の子供が生まれた世帯(多子世帯)
- 【金 額】 3年間で5万円分(1年目・2年目は2万円、3年目は1万円)
- 【利用方法】 サービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払い。

- ※あらかじめ登録された事業者では、チケットによる支払ができます。(利用できる事業者は県ホームページでご確認ください。)
- ※現金で支払った場合は、換金の際に領収書が必要ですので保管をお願いします。(4月1日からチケットがお手元に届くまでの間に利用したサービスも対象となります。)
- 【県ホームページ】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html>



問合せ＝3キュー子育てチケット事務局 ☎0570-043-344